

環境アセスメントを活かそう

「環境アセスメントの心得」

2014年9月ver. 2.00

発行 環境アセスメント学会

<http://www.jsia.net>

環境アセスメント学会

はじめに

環境アセスメントとは

1. 環境アセスメントは、「持続可能な社会・環境」を目指すものです。
2. 環境アセスメントは、技術・社会システムであり、その具体化のために法的な枠組みを伴うものです。
3. 環境アセスメントは、「市民、行政、専門家、企業が、環境保全のために、それぞれに社会的な役割を分担する」ことを支えるものです。
4. 環境アセスメントは、あらゆる社会の事象に対して新しい社会的システム、行政システムを創り出すきっかけとなるものです。

この冊子の目的:

1. 産学官民が集まった環境アセスメント学会として、本来あるべき環境アセスメントの理解・普及・発展を図る。
2. 環境アセスメントに携わる事業者、実務者、行政担当者、環境審査会メンバーなどの専門家、市民・NGOに基本的な情報を示す。
3. 環境を学ぶ学生の学習資料としての役割も果たす。
4. 冊子に対する意見も期待する。それを踏まえて、内容の充実を図る。

目次

はじめに

1. 環境アセスメントの機能
2. 環境アセスメントの仕組み
3. 環境アセスメントの設計
4. 環境アセスメント実施のポイント
 - (1) 調査
 - (2) 予測
 - (3) 評価
 - (4) 環境保全対策
 - (5) 追跡調査
 - (6) 情報交流
 - (7) 審査
5. 環境アセスメントを活かすために
 - (コラム) スモールアセスメント
 - (コラム) 災害からの復旧・復興と環境アセスメント

参考1. 国の制度

参考2. 地方の制度

参考3. 諸外国の取り組み

参考4. 環境アセスメント 小冊子一覧

1. 環境アセスメントの機能

1) あらゆる事業や計画に環境保全を組み込む！

- 持続可能な社会をつくるためには、あらゆる事業、計画の中で環境保全に取り組むことが不可欠です。
- 温暖化や廃棄物、生物多様性などすべての環境事象に総合的に対応する必要があります。
- いわゆる環境アセスメントは、事業実施や計画策定に当たって環境保全を組み込むための重要な手段です。

2) 事前に環境影響を調べ環境保全対策を考える！

- 事業に環境保全を組み込むためには、事前に環境影響を調べ、環境保全対策を考えることが最も効果的です。
- 事業の段階・熟度に応じて、環境影響の調べ方や環境保全対策の検討内容・具体性も変わってきます。

3) 広く様々な人から情報収集を図る！

(この冊子の「情報」には、意見も含みます。)

- 事業が行われる地域の環境には、地域外の人も含め様々な関係者が関係しています。
- こうした様々な関係者も、地域の多様な環境に関する有益な情報を保持していることが多々あります。
- 環境影響を調べ、環境保全対策を考えるためには、様々な関係者から情報収集を図ることが効率的・効果的です。

4) 社会への情報提供・説明を図る！

- 環境影響の程度や環境保全対策についての情報を適切な時点・内容で、社会に提供することが重要です。
- 環境アセスメントの情報の提供は、様々な関係者の安心や信頼を得ることにつながります。
- 事業が環境面で果たす役割を明らかにすることができます。

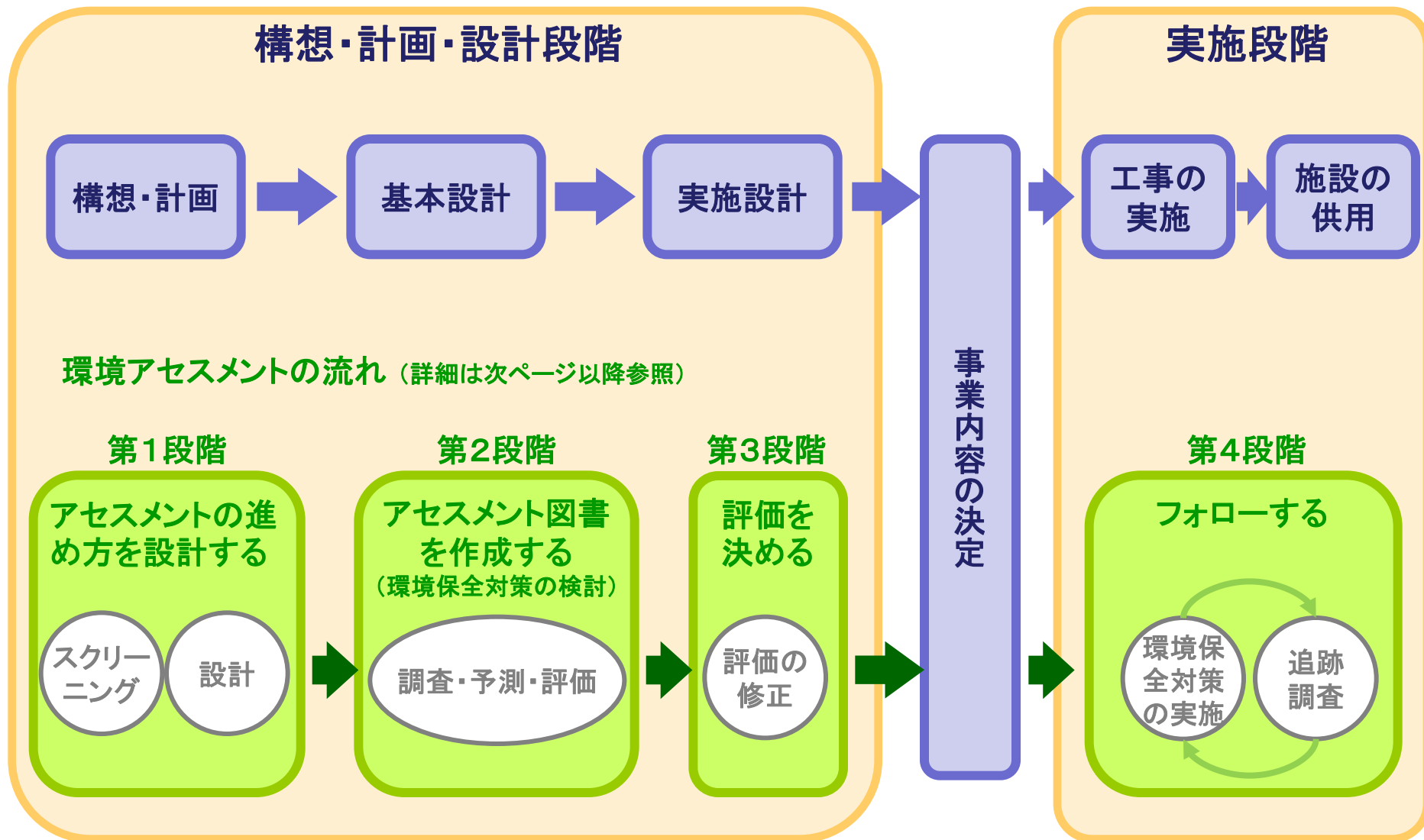
5) 適切な意思決定を支援する！

- 環境アセスメントは、環境保全を組み込んだ適切な意思決定を支援するものです。
- 情報交流を通じて、様々な関係者との合意形成にも資することになります。
- 事業を円滑に進める上で重要な機能を果たすものといえます。

事業の構想・計画から実施までの流れと環境アセスメントの関係 (次ページの図参照)

- 事業の企画から設計に向かって計画の熟度が高まります。その熟度に応じて適切に環境アセスメントを実施することで、環境配慮を計画に組み込むことができます。
- 事業の実施にあたっては、適切に環境保全対策を図るとともに、その状況を追跡調査し、必要に応じて追加的な対策を取ることにより万全な環境配慮をすることができます。

事業の構想・計画から実施までの流れと環境アセスメントの関係



一般的に、基本設計段階で環境アセスメントを実施しますが、事業によって前後します。

2. 環境アセスメントの仕組み

1) 環境アセスメントに関わる多様な主体

- **事業者** : 事業を策定、実施する者が、環境アセスメントの実施主体となります。
- **実務者** : 事業者から委託されたコンサルタント等が、調査等を実施し、環境アセスメント図書を作成します。
- **行政** : 事業を所管する部局と、環境保全の見地から環境アセスメントの審査をする環境部局があります。
- **専門家** : 調査等に携わったり、審査に際して専門的観点から自治体等に情報を提供します。
- **市民・NGO** : 環境アセスメントに際して、情報を提供したり要望を提出します。

2) 環境アセスメントの段階

(カッコ内は国の制度の方法書以降で対応する部分を想定したもの。配慮書も、第1、2段階と同様に考えればよい。方法書以降は、配慮書段階の情報の活用(ティアリング)が重要)

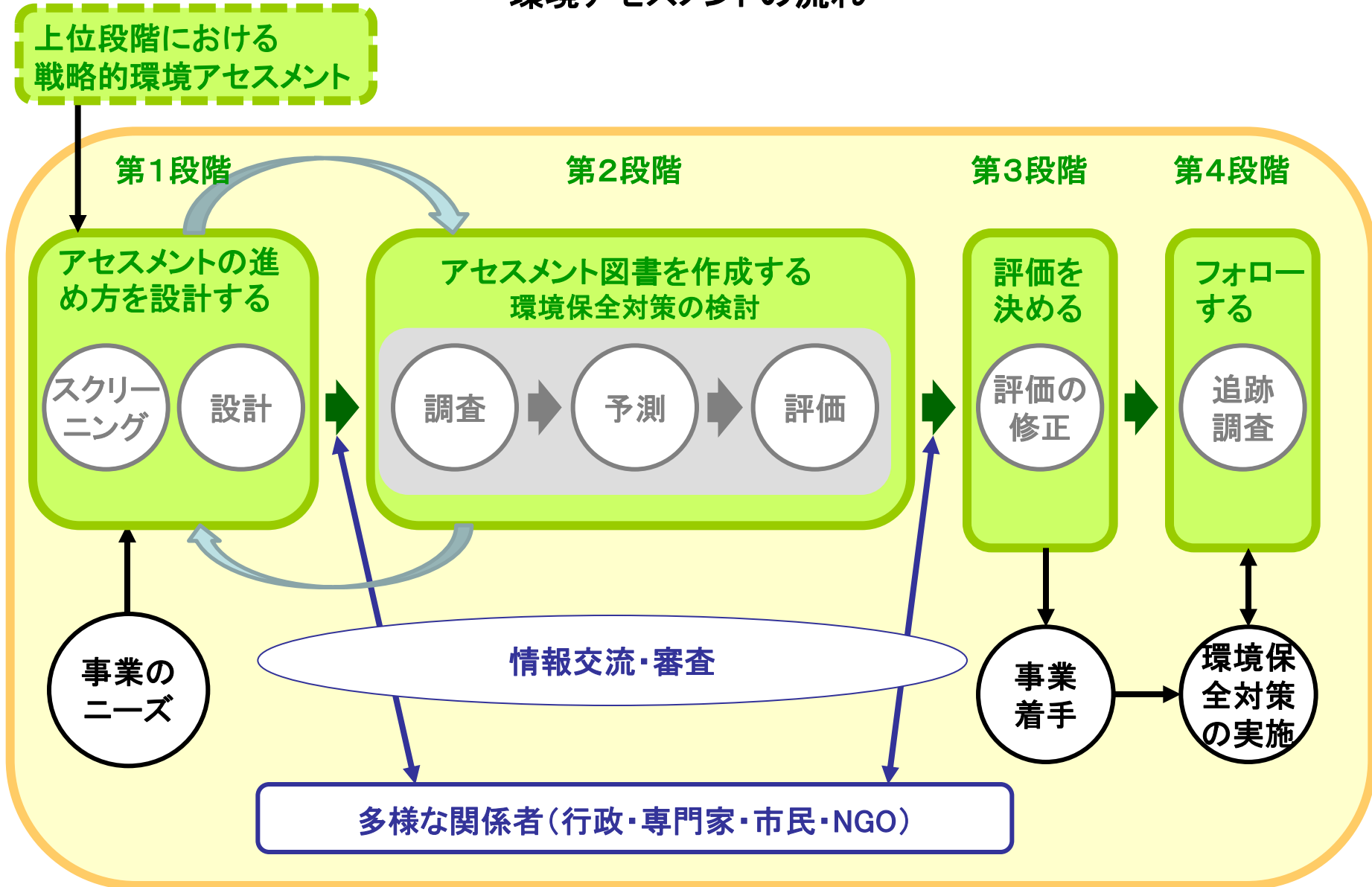
- **第1段階** : 環境アセスメントの進め方を設計する段階です。事業や計画の段階・熟度に応じて、必要な調査、予測、評価等の方法を検討し、明らかにします。(方法書等)
- **第2段階** : 実際に現地の環境の状況を調査し、環境影響を予測し、環境保全対策を検討して環境影響を評価し、図書としてまとめます。(準備書等)

- **第3段階** : 環境アセスメント図書に対する様々な情報を活用しつつ、必要な調査、予測、評価を追加・修正し、最終的な図書としてまとめます。(評価書等)
- **第4段階** : 事業等に着手後も、必要な項目について環境影響を調べ、追加的な環境保全対策を検討し、実施します。(事後調査等)

3) 環境アセスメントの流れ (次ページの図参照)

- 事業のニーズが生じた場合に、環境アセスメントの設計をします。それを公表して様々な関係者から情報を集めます。
- 情報を活用して必要な追加・修正をし、環境アセスメントの進め方を決め、具体的な調査、予測を行い、環境保全対策を検討して評価します。その結果を配慮書又は準備書等として公表し、様々な関係者から情報を集めます。
- 準備書に対する情報を活用して必要な調査、予測、評価の追加・修正をし、その結果を評価書等として公表します。
- 事業等に着手したら、環境保全対策を実施します。事業等の進行に合わせ、必要な項目について追跡調査を行い、問題があれば追加的な環境保全対策を検討、実施します。
- なお、上位の政策や計画段階で戦略的環境アセスメント(SEA)を実施している国もあります。

環境アセスメントの流れ



3. 環境アセスメントの設計

1) 事業の性格・内容・段階は様々

- 環境アセスメントは、事業の性格、内容、段階、熟度等に対応して、適切な内容とする必要があります。
- 環境アセスメントの進め方を検討する設計段階は、極めて重要な位置にあります。

2) 対象となる地域(空間)の環境は様々

- 事業が対象とする地域(空間)は、それぞれに環境が異なります。
- 環境の違いに応じて、対象とすべき調査対象や採用すべき調査・予測手法などを、十分に検討することが必要です。
- 地域の環境の特性を押さえることが重要です。

3) 調査や予測の手法は様々

- 環境の分野毎に、調査や予測には様々な手法があります。
- 事業の内容、対象地域の様々な環境の特徴を踏まえて、最も適切な調査・予測手法を選択する必要があります。
- また、調査・予測手法は、開発・改良が進みます。いつも最新の技術動向を把握する努力が重要です。

4) 効果的・効率的な環境アセスメントの実施方法の選択が重要

- 効果的・効率的に環境アセスメントを進めるため、設計段階で、調査対象や調査・予測手法を適切に選択する必要があります。
- 事業や地域の環境の特性等に応じて、必要な分野は重点的な対象として実施し、環境影響が軽微とわかっている分野は簡略的に実施することが重要です。

5) 信頼性確保とコスト低減の両立

- 環境アセスメントは、むやみにお金と時間をかければよいというものではありません。一方で、予算の範囲に納めるために形式的にこなせばよい訳では決してありません。
- 必要な調査には重点的に予算をかけ、しっかり調査することにより信頼性を確保するとともに、簡略的に実施できる分野ではコスト低減に努力することが必要です。

6) 適切な環境アセスメントの設計こそが“いのち”

- 幅広く情報を集めて、適切な環境アセスメントの進め方を設計することで、より効果的な環境アセスメントの実施と良い結果が生まれます。
- 地域環境を良く知っている様々な関係者からの情報収集が重要です。

4. 環境アセスメント実施のポイント（1）調査

1) 調査とは

- 基礎データとして地域の環境の状況を把握します。
- 事業による影響を想定しながらより深く環境状況を調べます。

2) 調査の実施

- 3. の設計を受けて、調査する細項目や調査地点・方法・頻度などについて具体的な調査実施計画を作成します。
- 調査実施計画に沿って、文献を調べたり、ヒアリングを行ったり、現地で測定・観察したりして調査します。
- 重点的に調査すべき項目については、可能な限り定量化できるよう詳細に現地調査し、それ以外については、現地踏査や既存資料の調査などで簡略化してもかまいません。
- 調査の進捗に応じて調査実施計画を柔軟に見直すことが必要です。

3) 調査結果のまとめ

- 調査結果は網羅的にまとめればよいというものではありません。
- 事業や計画による環境への影響の程度を見る上で、必要十分となる情報にまとめることが重要です。
- 誰にでも読みやすく分かりやすく示すことが重要です。

調査のポイント

- 環境への影響を予測・評価する視点から、効果的なメリハリのある調査を実施することが重要です。
- 調査では、予測や環境保全対策の検討に必要な十分な情報が得られることが最低限の条件です。例えば、渡り鳥については季節や地点などをよく考慮して調査を行う必要があります。
- 調査を簡略化する場合には、その理由や背景をきちんと説明することが重要です。
- 既に行われた環境アセスメントの現地調査結果など、既往の環境情報を積極的に有効に活用することで、現地調査の簡略化等につなげることができます。
- 地域住民などと連携して情報収集を行うことにより、きめ細かな視点で調査が行えるとともに、住民の理解が得やすくなるなど、効果的に調査が行えます。

留意点

- 専門家や関心が高い方々から際限のない調査を求められることがあります。どこまで調査すればよいかは、予測や環境保全対策の検討に必要な十分な情報が確保できるか否かで判断することが重要です。重点項目以外については影響の程度が概略判断できれば十分です。このためにも、設計の段階から専門家や行政、住民など様々な関係者から情報を集めておくことが効果的です。
- 当初想定していなかった項目でも、途中で環境影響が想定されるような事態が生じた場合には、追加的に調査を行うことにより、手戻りを減らし、より効率的に環境アセスメントを実施することができます。

4. 環境アセスメント実施のポイント (2) 予測

1) 予測とは

- 事業の実施による環境への影響の程度を推定します。
- 予測された結果は、どのような環境保全対策が必要かを考えるために用いられます。

2) 予測の実施

- 事業の中で、どのような環境影響の要因があるのかを把握します。
- その要因の影響を受ける環境分野の特性に応じて、予測時期、予測手法や予測範囲などを検討します。
- 予測手法等には様々な調査指針・マニュアルがありますが、その中で最適なものを選ぶことが重要です。その際には選んだ根拠を明らかにする必要があります。
- 特に影響が大きいと考えられる項目では、不確実性をできるだけ減らすよう、様々な予測手法や予測条件を比較検討するなど、できる限り高い精度で予測します。
- 比較的影響の小さい項目では、簡易な予測手法で実施します。

3) 予測結果のまとめ

- 影響が及ぶ範囲と程度について予測結果を表現します。
- 予測手法の妥当性や予測結果を得るまでの過程などについて、丁寧に説明するとともに、予測の前提条件を明記します。

予測のポイント

- 環境保全対策の検討に資するよう予測手法等を選択することが重要です。
- 新しい知見に基づく予測方法は、その信頼性について十分説明する必要が生じますが、積極的に採用しましょう。
- 影響の程度が十分に予測できない場合には、追跡調査により影響の程度を確認し、必要に応じて追加的な環境保全対策を講じることで対応することが考えられます。
- 予測の前提条件に幅がある場合には、種々のケースについて検討し、予測結果に幅を持たせることもあります。
- 前提条件にはどのような情報が含まれているのか(当該事業・計画以外の周辺の環境の状況変化など)についても、丁寧に説明する必要があります。
- 評価には踏み込まず、予測の結果について記述します。

留意点

- 環境影響には、常に経時的な変化と空間的な広がりがあるので、予測結果は、その変動のある断面を表現することになることを理解し、その点に注意してまとめる必要があります。
- 工事中の影響が最大となる時点や供用後の定常状態を対象とするだけでなく、そこに至るまでの中間段階についても予測が必要となることがあります。
- 新たな分野である廃棄物、温室効果ガス等では、類似の他事業との原単位の比較も有効な予測手法となります。
- 前例があるという理由だけで、ある予測方法を無条件に採用するのではなく、技術進歩などに常に留意し、環境保全対策を検討する観点から、最適な方法を採用することが必要です。

4. 環境アセスメント実施のポイント (3) 評価

1) 評価とは

- 予測結果において、環境への影響がみられる場合には、環境保全対策を検討し、その対策による環境への影響の程度を再度予測するなどして、環境への影響をどのように回避・低減・緩和するのかを明らかにします。
- 評価は、環境への影響の回避・低減・緩和について、様々な可能性を検討した結果として示されるものです。

2) 評価の実施

- 環境影響の要因毎に、その要因の影響を受ける環境分野について、環境への影響をどの程度回避・低減・緩和できるのかを判断します。
- 判断するに当たっては、環境基準の達成は当然のこととして、地域の環境計画の目標への貢献度合いを考慮します。
- 環境への影響を十分に回避・低減・緩和できていないと判断される場合は、十分と判断できるまで検討を繰り返します。

3) 評価結果のまとめ

- 要因毎に、影響を受ける環境分野について、影響の大きさとそれを回避・低減・緩和する対策の具体的内容、評価の判断根拠を示します。
- 必要な場合には、追跡調査の計画についても示します。
- 特に重大な影響のある要因・環境分野については、判断の妥当性や根拠について、丁寧に説明することが重要です。

評価のポイント

- いかに関避・低減・緩和を図っているかを明記することで、事業者として環境保全に積極的に取り組んでいる姿勢を示すことができます。
- 地域の持続可能性の観点から適切な環境保全対策が採られているかどうか判断する必要があります。特に、環境保全対策が環境分野間で相反することが考えられる場合などには、持続可能な社会という観点から環境保全対策の優先順位を考えます。
- 判断基準が明確でない環境分野(生物多様性、景観、歴史的・文化的要素など)については、特定の専門家だけでなく、様々な情報を取り入れられるよう、透明性のある手順で、判断の根拠を示していくことが考えられます。
- 評価に当たっては、予測結果、環境保全対策、追跡調査計画を一連のものとして扱う必要があります。

留意点

- 影響が軽微であると評価すれば済むのではなく、影響をいかに回避・低減・緩和したかの根拠を明らかにすることが本質です。
- 事業者として、地域の環境計画の目標達成に、どのように貢献するつもりかを素直に記述しましょう。
- 環境面からの負の評価だけでなく、より良い環境づくりの観点から事業が果たす役割についても、積極的に記述しましょう。

4. 環境アセスメント実施のポイント (4)環境保全対策

1)環境保全対策とは

- 環境保全対策とは、調査、予測の結果に基づき、環境への影響の回避・低減・緩和、あるいは影響を受ける内容を代償するために講じられる様々な対策のことです。
- 環境保全対策は、地域の環境計画の目標も考慮に入れて、評価の作業の中で繰り返し検討します。

2)環境保全対策の検討

- 環境保全対策は、環境影響の要因毎に、その要因の影響を受ける環境分野について、原則として環境への影響を回避→低減→緩和の順で検討します。
- 様々な環境保全対策の可能性を考慮して複数の考え方を提案することにより、効果的な検討を行うことができます。
- 代償措置は、回避・低減・緩和ができない場合にのみ検討し、当該事業で回避・低減・緩和が困難な理由を明らかにします。さらに、代償措置を採用する場合は、代償措置の効果が十分であると判断した根拠を明確にする必要があります。

3)環境保全対策のまとめ

- 環境保全対策の実施主体、実施時期、実施内容について、できる限り具体的に示します。
- 特に事業者が重視し積極的に採用した環境保全対策について、複数案の比較などにより、その効果を明らかにすることも重要です。

環境保全対策のポイント

- 事業の進捗状況に応じて段階的な環境保全対策の検討を行っている場合は、検討した段階ごとに具体的な内容を明らかにする必要があります。
- 新しい知見に基づく環境保全対策を実施する場合は、その信頼性について十分説明する必要が生じますが、積極的に採用しましょう。
- 環境保全対策の効果が十分に予測できない場合には、追跡調査により効果の程度を確認し、必要に応じて追加的な環境保全対策を講じることで対応する必要があります。
- そもそも事業を構想・計画する段階から、環境への影響を回避・低減することとなる対策についても、環境保全対策として明記することが重要です。

留意点

- 環境保全対策は、事業者の実施可能な範囲内で実施されるものですが、最大限努力した案を採用していることを具体的に説明することが必要です。
- 環境影響には、常に経時的な変化と空間的な広がりがあることを考慮し、期待される環境保全対策の効果の程度について、効果の持続性や範囲を含めて示すことにも留意すべきです。

4. 環境アセスメント実施のポイント (5) 追跡調査

小冊子:「調査の在り方～事後調査を中心に～」参照

1) 追跡調査とは

- 予測時に不確定な要素があったり、環境保全対策の手法や効果がよくわかっていない場合には、それを補うために、事業に着手した後も調査等を行うことが必要となります。
- 調査等の結果、環境保全対策の効果を検証し、追加的に環境保全対策を実施すべきかどうかを判断することとなります。
- 事業の段階に応じて追跡調査を実施することが望まれます。

2) 追跡調査の実施

- 予測時に不確定な要素があったり、環境保全対策の手法や効果がよくわかっていない項目を選定し、調査地点・方法・頻度などについて具体的な調査計画を作成します。
- 調査計画に基づいて、調査を実施し、環境への影響の程度を把握します。
- これを踏まえて、評価の際に用いた判断の根拠に照らし、追加的な環境保全対策の必要性を判断します。

3) 追跡調査のまとめ

- 追跡調査の結果を示します。
- その結果、追加的な環境保全対策が必要であるかどうかを示します。

追跡調査のポイント

- 追跡調査を実施することにより、環境保全対策の効果を担保することとなります。
- 追跡調査は、環境保全対策の効果を担保するために必要な範囲内の時期、頻度、地点で実施します。希少生物種や生態系のように一旦、変化すると元に戻すことが難しい場合は、調査を継続することが必要となる場合があります。
- 追加的な環境保全対策の必要性を判断するに当たっては、評価の際と同じように、環境基準を達成すべきことは当然のことであり、さらに地域の環境計画の目標への貢献度合いを考慮します。
- 事後調査結果を公開することが事業の信頼につながります。

留意点

- 追跡調査には、環境状況の監視を目的とするための調査(いわゆるモニタリング)を含みます。
- 事業に変更があった場合には、追跡調査計画の内容も柔軟に変えていく必要があります。
- 追跡調査の結果については、公開し、その知見等を以後の環境影響評価に活用できるようにすることも重要です。
- 環境保全上の支障が認められ直ちに対応を図る必要がある例・事後調査において、環境保全上の目標値を超えて異常値を示すなどの場合は、直ちに地方公共団体の環境部局などに通報し、原因を究明する対策を講じる。
- 工事中に、騒音・振動などが環境保全上の目標値を超え、住民から苦情が寄せられている場合には、直ちに追加的な環境保全対策を講じる。

4. 環境アセスメント実施のポイント (6)情報交流

小冊子:「環境アセスメントにおける情報交流」参照

1)情報交流とは

- 環境に関する情報は様々なところにあり、環境へ配慮するためにそれらを有効利用することは、環境アセスメントの効果的な実施につながります。
- 情報交流とは、より良い環境保全対策が組み込まれるように、環境アセスメントの様々な段階において、適切な時期に事業者から情報提供するとともに、それに対して様々な関係者が情報を提供し、相互のやり取りをすることです。
- 適切な情報交流が行われれば、その結果として、合意形成に資することになります。

2)情報交流の方法

- 環境アセスメント実施内容の設計段階や、調査・評価がある程度まとまった段階などにおいて、事業の内容や環境への影響の情報をまとめ、公表し周知します。
- 公表周知は図書の縦覧が中心になりますが、説明会やインターネットの活用などもあります。
- 誰もが、日ごろから関心を持って環境に関する情報を集め、情報提供の機会を活用することが重要です。
- 情報の提供は一方向に終わることが多いですが、相互のやり取りがなされることが実のある情報交流につながります。

3)情報交流の成果

- 情報交流により、新たな環境課題や配慮方法に気づき、よりよい環境保全対策を採用することにつながります。このことで、事業者としては環境配慮による社会貢献をアピールできます。
- 様々な関係者からの情報が、どのように環境配慮に活かされたのかを示すことができます。

情報交流のポイント

- 円滑な情報交流のために、提供される図書などの資料は工夫して、わかりやすく、読みやすくする必要があります。
- 情報交流をするときには、お互いにそれぞれの「背景」、「経緯」、「必要性」などについて理解が深まるようにすることが重要です。
- 地域の環境目標を達成するためには、事業者だけに任せるのではなく、地域社会全体が負担・分担していくという姿勢も必要です。
- 情報交流を活性化するため、オープンハウス、ワークショップ、インターネットなどの手法も積極的に活用しましょう。
- 特に利害関係者が特定されている場合には、これら関係者を集めた個別会合を開催することも効果的です。
- 情報交流を円滑にするために、やりとりを介在する第三者（コミュニケーター等）を積極的に活用しましょう。

留意点

- 情報交流にも期限があります。お互いに情報の小出しや引き伸ばしのための「いいがかり」はやめにして、情報を的確に、わかりやすく伝えることが重要です。
- 情報交流に際して意見があった場合、その真意を理解することが重要であり、必ずしも全ての意見を受け入れる必要はありません。
- 情報交流を活性化するためには、縦覧場所や時間、情報提供の方法などについても、きめ細かく工夫をして、広く周知できるように心がけましょう。

4. 環境アセスメント実施のポイント (7) 審査

小冊子:「環境アセスメント審査会のあり方」参照

1) 審査とは

- 環境アセスメントのいくつかの段階において、科学的・技術的観点から行政による審査が行われます。
- 審査により行政から事業者に意見が出され、事業者はそれを受けて適正にアセスメント図書を修正します。

2) 審査の方法

- 審査は、技術指針等に照らしつつ、調査・予測方法、環境影響の程度、環境保全対策及び評価の妥当性について専門的・技術的な見地から行い、アセスメント図書に対する意見をまとめます。
- 地方公共団体では条例などによって、環境アセスメントに関する首長の諮問機関として審査会(または審議会)が位置づけられており、環境アセスメント制度をよく理解した、各評価項目を専門分野とする委員を中心に構成されています。

3) 審査の内容

- 環境アセスメントの進め方を設計する段階では、主に、影響要因、調査・予測・評価手法の適切性を審査します。
- 環境アセスメント図書を作成する段階、評価を決める段階では、主に、調査結果、予測結果(予測条件、適用範囲等を含む)、影響評価及び環境保全対策の妥当性を審査します。
- また、“わかりやすい環境アセスメント図書”といった観点からも審査します。
- 審査会、審査結果、各種資料は、一部を除き公開されます。

審査のポイント

- 多くの地方公共団体では、環境アセスメントの評価項目に応じた専門分野の委員が主体となって審査会を構成しています。審査委員は環境アセスメント制度ができた歴史的背景、法、条例の内容についてよく理解しておくことが肝要です。
- 審査は、環境保全の見地、安全原則等を踏まえて公平に行われる必要があります。過去の事例などにとらわれることは避けるべきです。
- 本学会では、環境アセスメント制度や技術動向を話題としていることから、本学会の会員になることにより、効果的に最新の情報を入手することができます。
- 地域の事情によって専門家の確保が困難な場合には、環境アセスメント学会の専門家データベースなどを活用して人材確保を図ることが考えられます。

留意点

- 行政は、審査委員と十分なコミュニケーションを図ることにより、審査会の適切な運営を図ることが重要です。
- 審査は、技術指針を踏まえつつ専門分野に係る最新の知見を活用する必要があります。また、最新の知見は技術指針に反映するよう努めることが重要です。
- 審査委員は、特定の専門事項についての趣味的な掘り下げに終始することなく、当該事業の環境影響を評価する観点から、大局的な見地で指摘することが重要です。

5. 環境アセスメントを活かすために

環境アセスメントは多くの関係者の取り組みがあってはじめて効果を発揮することができます。それぞれの立場で果たすべき役割に気づき、積極的な行動を期待します。

1) 事業者

- 形式的・義務的にこなせばよいと考えるのではなく、地域の一員として、環境面でアピールができるようなより良い計画・事業をつくるために、環境アセスメントをうまく使いこなしましょう。
- 様々な関係者と活発な情報交流を図り、納得のいく環境アセスメントの実現を目指しましょう。
- 実務者からの積極的な提案にも前向きに取り組み、充実した環境アセスメントを作り出しましょう。

2) 行政

- 事業者と様々な関係者との情報交流がうまくいくように、積極的に支援しましょう。
- 効率的・効果的な環境アセスメントの実施に資するよう、環境目標の提示や環境情報の収集・提供の充実を図りましょう。
- 常に制度の改善を意識するとともに、普及啓発に努めましょう。

3) 専門家・学識者

- 専門分野に閉じこもることなく、環境アセスメントの目的・全体像をよく理解して、知見の提供をしましょう。
- より良い環境アセスメントの実現に資するよう、調査・予測手法等の開発・改良を進めましょう。
- あるべき環境アセスメントの姿を理解している人材の教育・育成を図りましょう。

4) 実務者

- 最新の技術動向に留意し、事業者に対して積極的に提案をしていきましょう。
- 情報交流の媒介役を果たせることを理解し、環境アセスメントの効果的、効率的な実施に資するよう実務を行いましょう。
- 成果は学会発表するなど、技術情報の蓄積・交流に努めましょう。

5) 市民・NGO

- 日頃から関心のある環境情報の把握に努め、効果的な情報提供ができるようにしましょう。
- 市民・NGO間での連携を図るとともに、お互いの考えを理解できるようにしましょう。

皆さんの取り組みにより、環境アセスメントが十分に活用されることを期待しています。
また、複合影響のとらえ方や環境データの共有化、……など、今後の課題についてもその解決に向けて、取り組みが進むことを期待しています。

学会としても、あるべき環境アセスメントの考え方を広めるため、関係者全体に届くような情報提供を行うとともに、様々な課題の解決に向けて努力していきたいと思います。

コラム1. スモールアセスメント

(スモールアセスとは)

- 法や条例などに基づく環境アセスメントが義務づけられていない事業において、積極的に環境配慮を組み込み、それをアピールすることを目的として、柔軟な手順にて実施する環境アセスメントをスモールアセスと呼んでいます。
- 制度に規定された手順に従う必要はなく、比較的自由に内容や進め方を自ら設計できます。
- スモールアセスは、CSRなどの一般的な環境管理活動の一環として組み込むことも可能です。
- スモールアセスは、自主的に事業における環境配慮の姿勢を対外的に打ち出していき、有効な手法です。

(スモールアセスの活用)

- 具体的な事業における環境配慮を事前に明確にすることによって、よりよい環境経営方針の確立に活用することができます。
- 事前に着目した環境配慮事項は、環境経営方針の事後の評価に活用することができます。
- スモールアセスの実施により、事業の実施に先立って、地域との調和に活用することができます。

(スモールアセスの効果)

- 事業が環境面で果たす役割を明らかにすることができます。
- 情報の提供が、様々な関係者の安心や信頼を得ることにつながります。
- 環境配慮を組み込んで、事業を円滑に進めるための重要な手段となります。

※小冊子:「スモールアセスの勧め」参照

コラム2. 災害からの復旧・復興と環境アセスメント

- 東日本大震災は、災害からの復旧・復興における環境影響評価のあり方を考えるきっかけとなりました。
- 今回の経験を踏まえ、将来の大規模災害時に対応できる環境影響評価のあり方を検討する必要があります。

(適用除外)

- 東日本大震災では、発電所設置事業と被災市街地復興推進地域における土地区画整理事業について、環境影響評価法(アセス法)第52条第2項に基づく環境アセスメント手続の適用除外規定が適用されました。
- 適用除外の対象であっても、アセス法の趣旨に則った環境影響を最小化するため、自主的な環境アセスメントが求められました。
- 発電所では、東京電力の6事業及び東北電力の3事業の合計9事業が適用除外となり、自主的な環境アセスメントが行われました。
- 土地区画整理事業では、4件が適用除外となり、自主的な環境配慮が実施されました。

(復興特区法による特定環境影響評価)

- 東日本大震災では、適用除外規定ではカバーしきれない事業が想定されたことから、東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)で特定環境影響評価の枠組みが創設されました。
- 特定環境影響評価では、方法書・準備書・評価書の手続を特定評価書に一本化、国民、地方公共団体及び国の関与を並行化し、審査や意見聴取期間等の短縮化が図られています。
- また、動物、植物、生態系等についての通年又は四季にわたる現地調査を必須とせず、既存資料調査、専門家へのヒアリング等に基づき環境影響評価を行うことを可能としています。
- 土地区画整理事業1件及び鉄道事業1件で特定アセス手続が行われました。

※学会誌2014年12巻2号(通号24号)に関連する報告が掲載

参考1. 国の制度

1) 我が国における環境アセスメントの経緯

■個別事業法等に基づく環境アセスメント

公害や自然破壊が社会的な問題になってきたことを受けて、昭和40年代に港湾法、公有水面埋立法が改正され、港湾計画の策定や公有水面の埋立免許に際し、環境に及ぼす影響についての検討が行われることになりました。

また、昭和50年代に入って、発電所、道路、整備新幹線等について、各省が行政指導により環境アセスメントを行うことを決定し、様々な事業について環境アセスメントが実施されるようになりました。

■閣議要綱に基づく環境アセスメント

その後、環境アセスメントの法制化について議論がなされ、昭和58年に環境影響評価法案が国会に提出されましたが、審議未了・廃案となりました。

環境アセスメントについては何らかの形で実施する必要があるとの判断から、法案の内容をベースに要綱がとりまとめられ、昭和59年に「環境影響評価の実施について」閣議決定がなされました。閣議決定された要綱では、道路、ダム、飛行場など11種類の事業が対象とされました。

■法に基づく環境アセスメント

平成5年に施行された環境基本法に環境アセスメントの推進に関する条文が盛り込まれました。これを受けて平成6年から平成8年にかけて関係省庁による環境影響評価制度研究会で法制化について検討が進められました。その結果、平成9年に環境影響評価法案が国会に提出され、同年6月に可決・成立、その2年後の平成11年6月から全面施行されました。

また、平成23年4月には配慮書手続き等を導入した改正環境影響評価法が成立し、平成25年4月から全面施行されました。

■戦略的環境アセスメント

平成19年4月に立地や現状の検討の際の戦略的環境アセスメントの共通ガイドラインが定められました。その後、改正法の配慮書手続きの創設につながりました。EU等で導入されているより上位段階の政策や計画に係る戦略的環境アセスメントは、今後の課題とされています。

2) 実施状況

■環境影響評価法に基づき実施された環境アセスメントは平成25年度末現在で321件です。道路事業と発電所事業の事例が多いのが特徴です。

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの実施状況^{*1}

(平成26年3月31日現在・環境省調べ)

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	処分場	埋立	面整備	合計
手続実施	79(21)	8(0)	18(4)	10(0)	169(85)	6(1)	17(3)	21(9)	321(122)
手続中	11(0)	1(0)	4(1)	1(0)	99(63)	2(0)	3(0)	2(0)	122(64)
手続完了	59(20)	6(0)	12(3)	8(0)	55(16)	4(1)	12(2)	14(7)	165(48)
手続中止	9(1)	1(0)	2(0)	1(0)	15(6)	0(0)	2(1)	5(2)	34(10)
環境大臣意見 ^{*2}	61(21)	7(0)	13(3)	8(0)	68(24)	0(0)	5(0)	15(8)	174(56)

^{*1} 括弧内は当初から法に基づく案件で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。

^{*2} 特に意見なしと回答した案件を含む。なお、環境大臣が意見を述べるのは許認可権者が国の機関である場合等に限られる。

参考2. 地方の制度

1) 地方自治体における環境アセスメントの経緯

- 1970年代後半から、環境問題が深刻な地域を中心に、先進的な自治体で環境アセスメントの制度化が進みました。
- 1976年に川崎市で全国初のアセスメント条例が作られ、1978年に北海道、1980年に神奈川県、東京都で条例化されました。
- 閣議決定要綱に基づく環境アセスメントが始まった1980年代中ごろには、都道府県・政令市の約1/3が制度化していました。条例を根拠とする制度は少なく、要綱に基づいて実施されるものが主流でした。
- 1990年代には、行政手続法の制定などを受け、行政手続を法制化する流れ、及び、アセス法の制定を受け、環境アセスメント制度の条例化が進むとともに、手続が充実しました。現在(2014.8)では、全都道府県、16の政令市がアセスメント制度を条例化しています。政令指定都市でアセスメント制度の条例がないのは、静岡市、浜松市、岡山市、熊本市の4市です。
- 2000年以降、先進的な自治体で早期段階での環境アセスメント制度(配慮書手続きに相当)の導入が始まっています。

2) 条例等の環境アセスメント制度の概略

- アセス法に類似した手続となっています。アセス法にはない、公聴会の実施や事後調査計画書の作成手続など、独自の手続を定めている制度もあります。
- 対象事業は、地域特性に応じて定められています。アセス法にはない独自の対象事業のほか、アセス法の対象事業で規模の小さな事業も対象としています。
- アセス法の対象ではない、文化財、日照障害、電波障害、風害など、条例に基づき対象となる項目があります。法対象事業においても、条例に基づきこれらの項目が対象となることがあります。

3) 特色ある地方制度

- 特色ある自治体独自の制度には次のようなものがあります。
 - ・対象事業の規模に応じて手続きを変える
 - ・方法書段階での住民意見に対する事業者の見解を提出させる
 - ・評価書提出後に再度の首長意見を提出でき、これを踏まえた評価書(補正)を提出させる
 - ・事業者以外に意見を提出できる
 - ・行政が意見を直接聴く場(公聴会)を設ける
 - ・事業者に勧告を行い、従わない場合に公表できる
- 地域特性に応じて設定されている対象事業の例としては、次のようなものがあります。
 - ・廃棄物処理施設(焼却施設)
 - ・大規模建築物
 - ・上・下水道関連施設
 - ・スキー場、ゴルフ場、リゾートマンション・ホテル

4) 早期段階での環境アセスメントの導入動向

- 2002年に埼玉県が制度化し、その後、東京都、千葉県、広島市、京都市などで導入が進みました。
- アセス法の改正を受け、20都道府県、13政令市で制度化されました(2014年8月時点)。
- 根拠規定は条例、要綱と自治体により異なっており、要綱の場合は民間事業は対象としない場合が多くなっています。
- 複数案は原則設定としているものがほとんどとなっています。

参考3. 諸外国の取り組み

1) 環境アセスメントのはじまり

- 米国の国家環境政策法(1969年)に環境アセスメント制度が初めて位置づけられました。その後、オーストラリア(1974年)、タイ(1975年)、フィリピン(1978年)、イスラエル(1981年)などが制度を整備しました。
- 欧州では、1985年に環境アセスメントに関するEC指令が採択され、EU加盟国を中心にひろく制度整備が進みました。
- 戦略的環境アセスメント(SEA)については、米国では1969年当初から、EUでは2001年のSEA指令を契機にひろく制度化が進みました。近年では、中国、韓国などのアジア諸国に加え、中南米でもひろく実施されるようになっていきます。

2) 国によってアセスメントは異なる

- 諸外国の環境アセスメント制度は、それぞれ特色あるものとなっていますが、大きく分けると下の3つになります。
 - ① 環境に関する法律に基づき環境アセスメントの一般的な手続を規定している国
 - ①-a 環境に関する基本法律を根拠とし、具体的な手続は下位法令で規定している国(例えば、アメリカ、フランス)
 - ①-b 環境アセスメントに関する単独の法律を制定している国(例えば、オランダ)
 - ② 地域計画・建築・開発に関する法律の中で環境アセスメントの手続を規定している国(例えば、イギリス)
 - ③ ①と②の混合型(例えば、ドイツ)

(アメリカ)

- 国家環境政策法では、連邦政府機関のあらゆる行為で環境配慮を確実にするための「行為促進型」の手続を定めています。
- 事業の許認可等のみならず、法案の提出などもアセスメントの対象となっています。また、州政府は独自の制度を持っており、計画づくりとアセスメントを一体化するなどの工夫も見られます。

(フランス)

- 1977年に施行された自然保護法を根拠法とし、施行令に詳細な内容が規定されています。
- 事業の種類及び事業費用を基準に詳細な条件が設定され、詳細な評価書を作成するもの、簡易型の評価書を作成するもの、対象外の3種類に分類されています。

(オランダ)

- 環境管理法を根拠法とし、環境影響評価令に詳細な内容が規定されています。
- 環境影響評価書に記載された情報を審査するために独立した環境影響評価委員会が設置されています。

(イギリス)

- 幹線道路や発電所などのインフラ開発では、政策段階のSEAから事業アセスメントまで計画法に基づいて実施されます。
- 土地開発に関しては、都市・農村計画法に基づくアセスメントが実施され、開発規制に携わる地方計画庁としての地方自治体の役割が大きくなっています。

(ドイツ)

- 環境影響評価法を根拠法とし、対象事業の個別規制法の許認可手続に環境アセスメント手続が組み込まれています。
- 環境影響評価法の実際的な運用は16の州にその権限が委譲されています。

3) アセスメントの新しい取り組み

- ドイツやアメリカなどでは、回避・低減しきれなかった影響を、新たな環境の創出などで代償する「生物多様性オフセット」を環境アセスメントの中で実施する取り組みも見られます。
- 環境面と経済・社会面を統合し、総合的な影響を考慮する持続可能性アセスメントという取り組みがあり、英国やオランダ、ドイツ、米国の一部の州でも実施されています。

参考4. 環境アセスメント 小冊子一覧

1. 環境アセスメントを活かそう「環境アセスメントの心得」

ver.2 2014年8月改定版（本冊子）

2. 環境アセスメント審査会ってな～に？

「環境アセスメント審査会のあり方」 ver.1 2011年1月

1. 環境アセスメント審査会の役割と位置づけ
2. 審査会の委員
(1)委員構成、(2)委員に求められること、(3)選任方法、(4)任期
3. 運営方法
(1)開催時期・頻度、(2)審議内容、(3)関係者の役割、(4)アセスメント図書の審査方法
4. 審査会の公開と広報
5. 今後のあり方
参考1. 東京都の場合
参考2. 埼玉県の場合
参考3. 山梨県の場合
参考4. 川崎市の場合

3. 環境アセスメントにおける調査ってな～に？

「調査の在り方～事後調査を中心に～」 ver.1 2012年3月

1. 事後調査の意義と目的
2. 事後調査の進め方
3. 事後調査計画書
(1)位置づけ・構成、(2)調査時期・地点・頻度
4. 事後調査の実施・分析・評価
(1)事後調査の実施、(2)調査結果の分析・評価
5. 追加的環境保全措置の検討・実施
6. 事後調査報告書
7. 事後調査にかかわる多様な人たち
8. 今後のあり方

4. スモールアセスの勧め

「自主アセス・ミニアセスなどを中心に」 ver.1 2013年5月

1. スモールアセスの意義
2. スモールアセスの設計
(1)設計の基本的な考え方、(2)実施手順、(3)評価項目の絞り込み、(4)調査・予測及び評価の手法、(5)外部との情報交換・公表の仕方、(6)公表文書の作成
3. スモールアセスの実施
4. 期間・費用
5. スモールアセスの展開に向けた課題
(参考資料)

5. 適切な環境配慮を組み込むために

「環境アセスメントにおける情報交流の基本」 ver.1 2014年7月

1. 情報交流の意義とポイント
2. 環境アセスメントの各段階における情報交流
(1)事業の計画段階、(2)環境アセスメントの設計段階、(3)環境アセスメントの実施段階、(4)事業の実施・供用段階
3. 情報交流に関わる人々
(1)事業者、(2)行政、(3)専門家・学識者、(4)実務者、(5)市民・NGO、(6)情報交流に関わる人々の相互関係
4. 情報交流の場
(1)様々な機会、(2)より積極的な機会の創出
5. 情報交流に係る課題
(参考資料)